

青森県報

号外第二十六号

令和三年
三月三十一日
(水曜日)

目次

訓令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

訓

令

序 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六項第一号中チをリとし、ホからトまでをヘからチまでとし、同号二中「東青地域県民局、」を削り、同二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 東青地域県民局にあつては、地域健康福祉部長が不在のときは当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長及び、地域健康福祉部長並びに当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室

長、福祉総室長及び子ども女性相談総室長がともに不在のときは当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室、福祉総室又は子ども女性相談総室の次長がその事務を代決する。

第十二条第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「東青地域県民局、」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 東青地域県民局地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及び子ども女性相談総室長が不在のときは当該事務を担当する保健総室、福祉総室又は子ども女性相談総室の次長が、東青地域県民局地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及び子ども女性相談総室長並びに当該事務を担当する保健総室、福祉総室及び子ども女性相談総室の次長がともに不在のときはあらかじめ健康福祉部長の承認を得て東青地域県民局地域健康福祉部長が指定する職員がその事務を代決する。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)の項の部長専決事項の欄の第十四号中「こと」の下に「(課長の専決に係るものを除く。)」を加え、同項の課長専決事項の欄中第四十一号を第四十二号とし、第十九号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 後援名義の使用の承認に関すること。
別表第一総務学事課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表健康福祉政策課の項の第二号の部長専決事項の欄チからヌまで及び第三号の部長専決事項の欄チからルまでの規定中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同項の第二十二号の部長専決事項の欄イ中「及び児童相談所に」を「、児童相談所及び婦人相談所に」に、「及び児童相談所の項」を「、児童相談所の項及び青森県女性相談所の項」に改め、同表がん・生活習慣病対策課の項に次の三号を加える。

三 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の施行に関する次のこと。

イ 第十一条第一項の規定による支給認定の取消しに関すること。	イ 第五条第一項の規定による指定医療機関の指定に関すること。
ロ 第二十三条の規	ロ 第六条第一項の

定による指定医療機関の指定の取消し及び効力の停止に関すること。

ハ 第二十五条第四項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への支払の事務の委託に関すること。

ニ 第三十条第一号の規定による費用（介護保険の保険給付の対象となる医療に係るものを除く。）の交付に係る支出負担行為に関すること。

規定による指定医療機関に関すること。

ハ 第七条第一項の規定による支給認定に関すること。

ニ 第十条第二項の規定による支給認定の変更の認定に関すること。

ホ 第十五条第一項の規定による指定医療機関の指定の更新に関すること。

ヘ 第二十一条第一項の規定による指定医療機関の開設者等からの報告等の徴収及び出頭の要求に関すること。

ト 第二十一条第四項の規定による指定医療機関に対する支払の一時差止めに関すること。

チ 第二十五条第一項の規定による特定医療費の額の決定に関すること。

リ 第三十七条の規定に関すること。

定による官公署に対する資料の提供等の要求に関すること。

四 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第二十条第二項から第四項までの規定による指定医師の指定の取消し及び効力の停止に関すること。

イ 第十七条第二項の規定による指定医師の指定の更新に関すること。

五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第十二条第三項の規定による指定医療機関の指定の取消しに関すること。

イ 第二条の規定による被爆者健康手帳の交付に関すること。

ロ 第七条の規定による被爆者の健康診断の実施に関すること。

ロ 第十三条第二項の規定による指定医療機関の指導に関すること。

ハ 第十二条第一項の規定による指定医療機関の指定に関すること。

ハ 第十九条第三項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定の取消しに関すること。

ニ 第十九条第一項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。

別表第一医療業務課の項の第十五号の課長専決事項の欄二中「第十四条第六項」を

<p>ホ 第二十四条第一項の規定による医療特別手当の支給及び同条第二項の規定による認定に関すること。</p> <p>ヘ 第二十五条第一項の規定による特別手当の支給及び同条第二項の規定による認定に関すること。</p> <p>ト 第二十七条第一項の規定による健康管理手当の支給及び同条第二項の規定による認定に関すること。</p> <p>チ 第三十条第二項の規定による手当の支給の一時差止めに関すること。</p> <p>リ 第三十一条の規定による介護手当の支給に関すること。</p> <p>ヌ 第三十二条の規定による葬祭料の支給に関すること。</p>
--

「第十四条第七項」に改め、同欄ヲ中「第二項」を「第三項」に改め、同項の第二一号の課長専決事項の欄イ中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同表保健衛生課の項の第一号の部長専決事項の欄ロ中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改め、同欄ハ中「第十四条の二第七項」を「第十四条の二第八項」に改め、同欄ニ中「第十六条の二」を「第十六条の二第一項」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第十二条第五項」を「第十二条第七項」に改め、同項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の施行に関する次のこと。

<p>イ 第十七条第五項の規定による適合施設の認定の取消しに関すること。</p> <p>ロ 第三十八条第五項の規定による輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消しに関すること。</p>	<p>イ 第十七条第二項の規定による適合施設の認定及び同条第四項の規定による確認に関すること。</p> <p>ロ 第三十八条第二項の規定による適合施設の設置者等からの報告等の徴収、立入調査及び質問に関すること。</p>
--	---

別表第一保健衛生課の項中第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同項の第十三号の部長専決事項の欄中ロを削り、ハをロとし、ニからトまでをハからへまでとし、チを削り、リをトとし、ヌをチとし、ルをリとし、同号の課長専決事項の欄イを同欄ハとし、同欄にイ及びロとして次のように加える。

イ 第六条第一項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可に関すること。

ロ 第二十六条第一項の規定による役員の選任及び解任の認可に関すること。

別表第一保健衛生課の項の第十三号の課長専決事項の欄に次のように加える。

ニ 第三十八条第二項の規定による立入検査及び質問に関すること。

別表第一保健衛生課の項中第十三号を第十一号とし、第十四号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、同表こどもみらい課の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、同表地域産業課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表食の安全・安心推進課の項の第三号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第二項」を「第三項」に改め、同表団体経営改善課の項の第四号の副知事専決事項の欄イ中「議決」を「議決」に改め、同号の部長専決事項の欄イを削り、同表構造政策課の項の第九号の部長専決事項の欄イ中「公益社団法人あおもり農林業支援センター」を「公益社団法人あおもり農業支援センター」に改め、同表畜産課の項の第五号の課長専決事項の欄中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 第三十一条第二項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬の実施に関すること。

別表第一農村整備課の項の第四号の副知事専決事項の欄口中「特定計画」を「都道府県計画」に改め、同号の部長専決事項の欄ホ中「第十九条第一項」を「第十九条第二項（第二十一条の二第六項において準用する場合を含む。）」に改め、「成果」を削り、同欄へ中「第二十一条」を「第二十一条第二項」に、「成果」を「国土調査の成果」に改め、同表水産振興課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第十一条の五」を「第十一条の七」に改め、同欄口中「第十一条の十一第一項ただし書」を「第十一条の十四第一項ただし書」に改め、同欄ハ中「第十一条の十二ただし書」を「第十一条の十五ただし書」に改め、同欄ニ中「第十五条の十二第二項ただし書」を「第十五条の十九第一項ただし書」に改め、同欄ホ中「第十五条の十二第二項ただし書」を「第十五条の十九第二項ただし書」に改め、同欄ヌ中「議決等」を「決議等」に改め、同欄カを削り、同号の課長専決事項の欄イ中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同欄口中「第十一条の四第一項」を「第十一条の五第一項」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項の第七号の副知事専決事項の欄イを次のように改める。

イ 第二十三条第一項及び第二項の規定による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消しに関すること。

別表第一水産振興課の項の第七号の副知事専決事項の欄口中「第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第二百二十八条第二項」を「第八十九条第一項、第

九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項並びに第六百六十九条第二項」に改め、同口を同欄ヌとし、同欄イの次に次のように加える。

ロ 第二十七条、第三十四条及び第三百三十一条第一項の規定による停泊命令等に関すること。

ハ 第二十九条第一項の規定による漁獲割当割合を減ずる処分に関すること。

ニ 第五十八条において準用する第四十四条第二項の規定による許可等の条件の付加に関すること。

ホ 第五十八条において準用する第五十一条第一項の規定による休業による許可の取消しに関すること。

ヘ 第五十八条において準用する第五十四条第二項の規定による許可等の取消し等に関すること。

ト 第六十二条第一項の規定による海区漁場計画の策定に関すること。

チ 第六十七条第一項の規定による内水面漁場計画の策定に関すること。

リ 第八十六条第一項の規定による漁業権の条件の付加（免許後に行うものに限る。）に関すること。

別表第一水産振興課の項の第七号の副知事専決事項の欄に次のように加える。

ル 第六十六条第二項及び第三項の規定による沿岸漁場管理団体の指定の取消しに関すること。

別表第一水産振興課の項の第七号の部長専決事項の欄ル中「第二百二十九条第一項」を「第七十条第一項」に改め、同ルを同欄マとし、同欄ヌ中「第二百二十四条第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同ヌを同欄ヤとし、同欄リ中「第二百二十四条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同リを同欄クとし、同欄チ中「第二百二十一条、第二百二十一条及び第二百二十二条」を「第六十一条から第六十三条まで」に、「立入」を「立入り」に改め、同チを同欄オとし、同欄ト中「第七十四条第五項」を「第二百二十八条第五項」に改め、同トを同欄ノとし、同欄ヘ中「第四十条」を「第九十四条（第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」に改め、同ヘを同欄ツとし、同ツの次に次のように加える。

ネ 第九十九条第一項の規定による沿岸漁場管理団体の指定に関すること。

ナ 第一百十一条第一項及び第三項の規定による沿岸漁場管理規程の認可及び変更の認可に関すること。

ラ 第一百十三条第二項の規定による保全活動への協力のあつせんに関すること。

ム 第一百五十五条第一項の規定による保全活動の休止及び廃止の認可に関するこ

と。

ウ 第二百二十四条第一項の規定による協定の認定に関すること。

キ 第二百二十六条第二項の規定による協定への参加のあつせんに関すること。

別表第一水産振興課の項の第七号の部長専決事項の欄ホ中「第三十六条」を「第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）」に、「休業中の漁業の認可」を「許可」に改め、同ホを同欄ソとし、同欄ニ中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に改め、同ニを同欄タとし、同タの次に次のように加える。

レ 第七十九条第一項ただし書の規定による個別漁業権の移転の認可に関すること。

別表第一水産振興課の項の第七号の部長専決事項の欄ハ中「第二十二条」を「第七十六条第一項」に改め、同ハを同欄ヨとし、同欄ロ中「第十四条第四項」を「第七十二条第六項」に、「漁業権」を「団体漁業権」に改め、同ロを同欄カとし、同欄イ中「第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権」を「漁業」に改め、同イを同欄ワとし、同欄にイからヲまでとして次のように加える。

イ 第十四条第一項の規定による都道府県資源管理方針の策定に関すること。

ロ 第十四条第八項及び第九項の規定による都道府県資源管理方針の変更に関すること。

ハ 第十五条第四項の規定による意見に関すること。

ニ 第十六条第一項の規定による知事管理漁獲可能量の設定に関すること。

ホ 第十七条第一項の規定による漁獲割当割合の設定に関すること。

ヘ 第十九条第一項の規定による年次漁獲割当量の設定に関すること。

ト 第二十一条第一項の規定による漁獲割当割合の移転の認可に関すること。

チ 第二十二条第一項の規定による年次漁獲割当量の移転の認可に関すること。

リ 第三十三条第二項の規定による採捕の停止等の命令に関すること。

ヌ 第三十五条の規定による必要な指示の要求に関すること。

ル 第五十八条において準用する第四十二条第一項の規定による制限措置及び申請すべき期間の決定に関すること。

ヲ 第五十八条において準用する第四十七条の規定による変更の許可に関すること。

別表第一水産振興課の項の第七号の課長専決事項の欄ホ中「第七十二条」を「第七十二条」に、「漁具」を「漁具等」に、「設置命令」を「設置の命令」に改め、同ホを同欄チとし、同欄ニを削り、同欄ハ中「第五十条第一項」を「第一百七十条第一

項」に改め、同ハを同欄トとし、同欄ロ中「第八条第六項（同条第七項）を「第六十六条第七項（同条第九項）」に改め、同ロを同欄ヘとし、同欄イの次に次のように加える。

ロ 第十条第一項の規定による資源評価の要請に関すること。

ハ 第五十七条第一項の規定による漁業の許可に関すること。

ニ 第五十八条において準用する第三十八条の規定による起業の認可に関すること。

ホ 第五十八条において準用する第四十六条第二項の規定による許可の有効期間の短縮に関すること。

別表第一水産振興課の項の第七号を同項の第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の施行に関する次のこと（地域農政局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の専決に係るものを除く。）。

- イ 第四十二条第十一項の規定による特定水産動植物の採捕の許可の取消しに関すること。
- イ 第四十二条第一項の規定による特定水産動植物の採捕の許可に関すること。

別表第一水産振興課の項の第八号を次のように改める。

八 青森県漁業調整規則（令和二年十一月青森県規則第五十九号）の施行に関する次のこと（地域農政局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の専決に係るものを除く。）。

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> イ 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による許可等の取消し | <ul style="list-style-type: none"> イ 第十六条第一項の規定による起業の認可の変更の許可に関すること。 | <ul style="list-style-type: none"> イ 第三十三条第一項の規定による採捕の許可に関すること。 ロ 第四十六条第一項の規定による漁 |
|--|---|---|

等に関すること。

ロ 第三十三条第七

項並びに同条第十

三項において準用

する第二十二条第

一項及び第二項の

規定による採捕の

許可の取消し等に

関すること。

ハ 第三十三条第十

三項において準用

する第十三条第二

項の規定による許

可の条件の付加に

関すること。

ニ 第五十条第一項

の規定による乗組

みの制限及び禁止

に関すること。

場内の岩礁破砕等

の許可に関するこ

と。

ハ 第四十八条第一

項の規定による試

験研究等のための

水産動植物の採捕

の許可に関するこ

と。

ニ 第四十八条第八

項の規定による許

可証の記載事項の

変更の許可に関す

ること。

による合併の認可並びに同条第三項の規定による分割の認可に関すること。

ロ 第十七条の三第一項の規定による相続の認可に関すること。

別表第一都市計画課の項の第二号の部長専決事項の欄イ中「協議等」を「協議」に

改め、同表建築住宅課の項の第七号の部長専決事項の欄イ中「第三十四条」を「第三

十九条」に改め、同欄ロ中「第三十七条」を「第四十二条」に改める。

別表第二地域県民局の地域整備部長の項の第一号ホ中「第二十九条第一項第四号」

を「第二十九条第一項第五号」に改める。

別表第三支所長東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福

祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長西北地域県民局、上北地域県民

局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長三八地域

県民局、西北地域県民局及び上北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の

次長西北地域県民局地域農林水産部の鱒ヶ沢町駐在の次長の項中「支所長」を

「支所長

東青地域県民局地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども女性相談総

室長

に改め、「東青地域県民局、」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部の水産事務

所の水産事務所長の項の第一号中「漁業法第六十六条第一項に規定する漁業及び青森

県海面漁業調整規則第七条第二号イからトまでに掲げる漁業の方法による漁業のうち

漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度が定められたもの並びに同号チからル

までに掲げる漁業の方法による」を「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十

八年農林省令第五号）第七十条各号に掲げる漁業（同令第七十二条第一項第一号に

掲げるものを除く。）のうち漁業法第五十七条第七項各号に掲げる事項が定められた

もの並びに同令第七十二条第一項第一号に掲げる漁業及び青森県漁業調整規則第四条

第一項第十二号から第十五号までに掲げる」に、「次号」を「第四号」に、「漁船法

の施行に関すること」を「もの」に改め、同項の第五号を次のように改める。

五 漁業法の施行に関する次のこと（漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十

条各号に掲げる漁業（同令第七十二条第一項第一号に掲げるものを除く。）のう

ち同法第五十七条第七項各号に掲げる事項が定められたもの並びに同令第七十二

条第一項第一号に掲げる漁業及び青森県漁業調整規則第四条第一項第十二号から

第十五号までに掲げる漁業並びに担当区域外の海域又は内水面に係る漁業調整を

必要とする漁業に係るものを除く。）。

別表第一水産振興課の項の第十一号を削り、同項の第十二号の部長専決事項の欄イ

中「第十八条」を「第二十二条」に改め、同欄ロ中「第三十三条」を「第三十七条」

に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第二十二条第二項」を「第二十五条第二項」

に改め、同号を同項の第十一号とし、同項第十三号を第十二号とし、第十四号から

第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表監理課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中

「第十九条の五」を「第十九条の六第一項及び第二項」に改め、同欄ニ中「第四号」

を「第五号」に改め、同欄に次のように加える。

ト 第四十一条の二第二項の規定による建設資材製造業者等に対する勧告に関す

ること。

別表第一監理課の項の第一号の課長専決事項の欄イを同欄ハとし、同欄にイ及びロ

として次のように加える。

イ 第十七条の二第一項の規定による譲渡及び譲受けの認可、同条第二項の規定

イ 第五十七条第一項の規定による漁業の許可に関すること。
 ロ 第五十八条において準用する第三十八条の規定による起業の認可に関すること。

ハ 第五十八条において準用する第五十六条第一項の規定による許可証の交付に関すること。

別表第三地域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の項の第七号を削り、同項の第六号中「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）」を「漁業の許可及び取締り等に関する省令」に改め、同号イ中「第三条」を「第百十六条第一項」に、「漁業法第五十九条、第六十一条及び第六十二条並びに同省令第十一条、第十二条、第十四条、第三十二条、第三十三条及び第六十条」を「同省令第三条及び第四条に規定するもの（漁業法第四十二条第一項に規定する許可及び起業の認可に係るものに限る。）並びに同省令第十条」に、「に限る」を「を除く」に改め、同号を同項の第七号とし、同項の第五号の次に次の一号を加える。

六 漁業法施行規則の施行に関する次のこと（担当区域外の海域又は内水面に係る漁業調整を必要とする採捕に係るものを除く。）。

イ 第四十二条第一項の規定による特定水産動植物の採捕の許可に関すること。

ロ 第四十二条第六項の規定による許可証の交付、同条第七項の規定による許可証の再交付及び同条第九項の規定による許可証の返納に関すること。

別表第三地域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の項の第八号を次のように改める。

八 青森県漁業調整規則の施行に関する次のこと（漁業の許可及び取締り等に関する省令第七十条各号に掲げる漁業（同令第七十二条第一項第一号に掲げるものを除く。）のうち漁業法第五十七条第七項各号に掲げる事項が定められたもの並びに同令第七十二条第一項第一号に掲げる漁業及び同規則第四条第一項第十二号から第十五号までに掲げる漁業並びに担当区域外の海域又は内水面に係る漁業調整を必要とする漁業及び採捕に係るものを除く。）。

イ 第二十五条第二項の規定による許可証の写しの交付及び同条第三項の規定による許可証の写しの返納に関すること。

ロ 第二十九条の規定による許可証の書換え交付及び再交付に関すること。

ハ 第三十条の規定による許可証の返納に関すること。

ニ 第三十三条第一項の規定による採捕の許可に関すること。

ホ 第三十三条第九項の規定による許可証の交付、同条第十一項の規定による許可証の写しの交付、同条第十三項において準用する第二十九条の規定による採捕の許可証の書換え交付及び再交付並びに同項において準用する第三十条の規定による採捕の許可証の返納に関すること。

ヘ 第四十八条第一項の規定による試験研究等のための水産動植物の採捕の許可に関すること。

ト 第四十八条第八項の規定による許可証の記載事項の変更の許可に関すること。

別表第三地域県民局の地域農林水産部の水産事務所の水産事務所長の項の第九号を削り、同項の第十号中「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令、青森県海面漁業調整規則及び青森県内水面漁業調整規則」を「漁業法施行規則、漁業の許可及び取締り等に関する省令及び青森県漁業調整規則」に改め、同号を同項の第九号とする。

別表第四中

東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部長	当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長又はこども相談総室長（当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長が不在のときは、当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長）
-----------------------------------	--

を

東青地域県民局 地域健康福祉部長	当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長又はこども女性相談総室長（当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども女性相談総室長が不在のときは、当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室、福祉総室又はこども女性相談総室の次長）
中南地域県民局 及び三八地域県民局の地域健康福祉部長	当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長又はこども相談総室長（当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長が不在のときは、当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長）

に、

「福祉総室長、」を「福祉総室長、こども女性相談総室長、」に、

東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長	当該事務を担当する保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長（当該事務を担当する保健総室、福祉総室及びこども相談総室の次長が不在のときは、あらかじめ健康福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長が指定する職員）
--	--

東青地域県民局の保健総室長、福祉総室長及びこども女性相談総室長	当該事務を担当する保健総室、福祉総室又はこども女性相談総室の次長（当該事務を担当する保健総室、福祉総室及びこども女性相談総室の次長が不在のときは、あらかじめ健康福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長
---------------------------------	--

を

が指定する職員）

中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長	当該事務を担当する保健総室、福祉総室又はこども相談総室の次長（当該事務を担当する保健総室、福祉総室及びこども相談総室の次長が不在のときは、あらかじめ健康福祉部長の承認を得て地域健康福祉部長が指定する職員）
--	--

に

改める。

別表第五地域県民局の地域健康福祉部長の項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 事務委任規則第四条の三第一項第十三号の二ハに掲げる事務

別表第五東青地域県民局地域整備部長の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同表地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長の項中第三十七号を第三十八号とし、第十八号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 事務委任規則第四条の三第一項第十三号の二に掲げる事務（同号ハに掲げるものを除く。）

別表第五東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部のこども相談総室長西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長の項中「東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民

局の地域健康福祉部のことも相談総室長」を

「東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室長

中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部のことも相談総室長」

に改

め、同表十和田食肉衛生検査所三沢支所の支所長の項に次の一号を加える。

五 事務委任規則第六条第五号に掲げる事務(同号ハに掲げるものを除く。)

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円